

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

損害賠償請求訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年6月15日

足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償請求訴訟に関する和解について

足立区は、[REDACTED] に売却した土地 [REDACTED] (学校跡地) の地中障害物に係る損害賠償請求訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

[REDACTED] [REDACTED]

2 和解の要旨

足立区は、相手方に対し、金169万500円を平成19年7月10日限り支払う。